

法務総合研究所研究部報告

20

—行刑施設の収容動向等に関する研究—

2002

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が、最近実施した調査研究の結果を取りまとめ、ここに研究部報告第20号を刊行する。

報告第20号として報告する調査研究は、行刑施設の収容動向等に関するものであり、検察統計、司法統計及び矯正統計を含む公刊の統計資料を利用して、行刑施設全体の収容動向のほか、地域別の収容動向、被収容者の身上・属性別の収容動向に関連のある事象の探索を行うとともに、コンピュータ・シミュレーションによって、複数の仮想モデルを前提とした将来の収容動向予測を行おうとするものである。

我が国の行刑施設の平成13年12月31日現在の収容人員は、速報値ながら6万5,507人(うち既決被収容者は5万3,646人)であり、全体の収容率は102.0%、既決被収容者では110.9%に達している。この数字は、我が国が経済的に一応の安定期を迎えたと見られている昭和50年代以降では最も高く、平成3年以降は10年連続で上昇を続けているという状況にある。その結果、過半の行刑施設が定員オーバーとなっており、施設の規律・秩序の維持及び矯正処遇の実施の両面で、幾つかの問題も生じ始めている。

本研究報告は、数年先の収容動向予測を行うことだけを目的としているのではなく、近時の収容動向の変動メカニズム及び収容動向に影響を与えている事象を明らかにすることを通して、将来の矯正処遇の一層の効率化に資する資料の提供をも視野に入れている。

分析・検討の結果、解明するに至らなかったものも幾つか認められるが、本研究部報告で得られた成果が、将来の矯正行政の運営方針を考えて行く上での一助となるなら幸いである。

最後に、本研究の実施に関して、御理解と御協力を賜った法務省矯正局の関係各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成14年5月

法務総合研究所長

坂 井 一 郎

要 旨 紹 介

本報告を利用するに当たっての参考に、下記のとおりその要旨を紹介する。

1 研究の実施概要

本研究は、検察統計、司法統計及び矯正統計を含む公刊の統計資料を利用して、行刑施設全体の収容動向のほか、地域別の収容動向、被収容者の身上・属性別の収容動向に関連のある事象の探索を行うとともに、コンピュータ・シミュレーションによって、複数の仮想モデルを前提とした将来の収容動向予測を行おうとするものである。

2 研究結果

分析・検討結果をまとめると、大略次のとおりとなる。

- (1) 受刑者の収容動向は公判請求人員の動向と、未決被収容者の収容動向は勾留人員の動向と、それぞれ強い因果関係が認められ、公判請求人員の動向と勾留人員の動向との間には高い相関が認められる。
- (2) 離婚率、家事事件率、完全失業率、勤労世帯可処分所得等と犯罪率の間には統計上有意な相関が認められたが、これらの事象の将来的観測からすると、今後、収容動向が減少に転じることをうかがわせる要素は見出し難い。
- (3) 捜査機関の検挙率は流動的であるが、検挙人員はわずかながら増加を続けており、公判請求人員はそれを上回る形で増加している。
- (4) 勾留期間及び言渡刑期は、変動幅は小さいものの、年々長期化する傾向にある。
- (5) 執行猶予率、仮出獄率及び刑の執行率はここ10年間はほぼ横ばいであり、大きな変動はない。
- (6) 勾留動向に地域格差はあるものの、ここ15年以上、その格差に大きな変動は生じていない。

上述の分析結果を踏まえ、昨年11月に内閣府が公表した経済見通し、民間の野村総合研究所が明らかにした中期経済見通し等を参考として作成した、①平成13年の犯罪発生状況が平成14年も変わらないが、その後は徐々に下降線をたどり始める、②平成14年は平成13年より犯罪発生件数は増加するが、その後は下降線をたどる、③平成14年以降平成17年まで犯罪発生件数は増加を続ける、という3つのシナリオに従って、向う5年間の収容動向のコンピュータ・シミュレーションを行った。

その結果、行刑施設にとっては最も楽観的と思われる①のシナリオにおいても、平成17年の一日平均収容人員は、既決被収容者は6万1,800人前後、未決被収容者は1万2,400人前後になり、平成13年の一日平均収容人員を合計で約1万1,200人上回ると推計された。

もちろん、シナリオは収容動向に影響を及ぼす諸条件が大きく変わらないことを前提にしており、捜査技術の改良、捜査力の配分の再見直し等から凶悪・重大犯罪の検挙・摘発が増加したり、罪種別の構成比が今以上に大きく変動したりするようなことになれば、収容動向は上述のシミュレート結果を上回ることになる。

3 研究結果を踏まえての今後の課題

前述したように、犯罪率は完全失業率、離婚率、家事事件率等と統計的に高い相関が認められるのであるが、このような社会・経済事象の将来動向についての観測を前提にすれば、これから先の数年間に関する限り、犯罪率が低下するとは考え難い。

もちろん、行刑施設の収容動向は、検挙率、公判請求率、実刑率等にも関連しており、これらの将来動向にも依存しているわけであるが、捜査技術の向上、捜査力の増強、捜査力の配分の見直し等により、捜査そのものの強化が図られていくだろうことは疑いなく、そういった事情を考慮するなら、被収容者全体の収容増は当面避け難いように思われる。

したがって、矯正施設職員一人当たりの負担はその分増加していくことになるわけであるが、被収容者全体の収容増だけに目を奪われることなく、初入者、外国人受刑者等の増加という質的な変化にも着目しながら、職員及び処遇・教育資源の配分をいかに行い、どのような矯正処遇をどのような形で付与して、個々の受刑者の社会復帰をより効果的な形で実現して行くかが、今後の重要な課題といえる。

また、本研究では、収容動向を予測するため、これと相関する事象の探索を行うとともに、各事象の収容動向に与える影響度を調べるためにシミュレーション・システムを開発した。これらの知見が矯正処遇の在り方を考えて行く上での有益な資料となることは言うまでもないことであるが、取り分け、相関が見い出された幾つかの事象に関しては、被収容者に対して行われる分類調査等の地道なフィールド・スタディ又はフィールド・ワークを通じて、犯罪原因の探求へと高められていく可能性を有しており、更なる相関事象の探索を通じて、より精緻な分析へと歩を進める可能性は少なくない。このように、収容動向の予測及びこれと相関する事象の研究は、矯正処遇のために用意されている人的・物的資源の効率的配置に資するというだけにとどまらず、教育プログラムの編成、準備等を考えるための戦略的情報を得るための、極めて有用な手段だと考えられることから、今後もこの種の研究が引き続き行われることを望むものである。

研究部長

加 澤 正 樹

行刑施設の収容動向等に関する研究

仙台矯正管区

第二部長

(前研究官) 滝本 幸一

研究官補 細川 英志

目 次

第1	研究の目的及び方法	5
1	研究の目的	5
2	研究方法	5
第2	行刑施設の収容の現状	6
1	未決被収容者の収容の現状	6
(1)	収容分類級別収容の現状	6
(2)	女子受刑者の収容の現状	7
(3)	職員の負担率等	7
第3	行刑施設の収容動向のメカニズム	8
1	受刑者	9
(1)	新受刑者数	9
(2)	在所期間	16
2	未決被収容者	20
(1)	新未決被収容者数	20
(2)	勾留期間	23
第4	犯罪認知動向に関連する事象	30
1	生物学的要因及び心理的要因	30
2	社会的要因	31
(1)	家庭	31
(2)	職場又は職業	34
(3)	国籍	36
(4)	貧困	37
(5)	年齢	39
(6)	性別	40
(7)	ニューメディア等	40
(8)	検挙率	42
(9)	家出及び自殺	42
第5	地域別及び被収容者の属性別収容動向	45
1	地域別未決被収容者収容動向	45
2	外国人被収容者の動向	52
3	女子被収容者の収容動向	55
4	高齢受刑者の収容動向	58
5	初度入所受刑者の増加	58
第6	収容動向の将来予測	59
1	シミュレーション・システムの製作	59
2	影響事象の具体的影響度	63
(1)	入所数の変化と収容現員の変化のタイムラグ	63

(2) 想定シナリオでの具体的シミュレーション.....64

第7 まとめ.....71